

社会福祉法人秀成会

介護職員初任者研修課程（通学）学則

（開講の目的）

第1条 社会福祉法人秀成会（以下「当法人」という）が行う介護職員初任者研修は、介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業訓練として、職務に当たる上での基本姿勢、知識・技術を習得させること、及び介護職員の確保が困難となっている当地域において、介護人材育成の一環として取り組むことを目的とする。

（研修の名称及び過程）

第2条 研修の名称及び過程は次のとおりとする。

介護職員養成スクール サフィール 介護職員初任者研修課程（通学）

（実施場所）

第3条 研修は次の場所で実施する。

特別養護老人ホームサフィールいなほ
岐阜県各務原市上戸町1-53

（研修期間）

第4条 研修の開催期間は、平成27年7月4日～平成27年9月27日までとする。

（カリキュラム及び使用教材）

第5条 研修のカリキュラムは別紙研修日程表のとおりとし、教材は「中央法規介護職員初任者研修テキスト」を使用する。

（研修終了の認定方法（評価方法及び認定基準））

第6条 修了認定は、学則に記載された条項に違反せず、カリキュラムを全て履修し、修了試験に合格した者を修了と認める。なお、カリキュラム「9 ところとからだのしくみと生活援助技術」内において、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も併せた方法により実施する。評価は『A（90点以上）』『B（89～80点）』『C（79～70点）』『D（69点以下）』の4段階とし、A～Cを合格、Dは不合格とし再試験を受験するものとする。

（研修欠席者に対する取扱い）

第7条 遅刻に関しては、理由の如何にかかわらず認められない。但し、電車遅延については、公共機関発行の遅延届の提出により研修開始から10分までは認める。また、やむを得ず欠席する場合、事前・事後ともに「欠席届」を提出する。遅延証明書がない場合は、電車遅延と認めないこととする。

(補講)

第8条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了した者とみなす。ただし、補講の上限は総時間数の1割までとする。補講にかかる受講料等については、講義1日につき3,000円とする。また、補講の実施は当法人において実施するものとする。

(募集・申込み時期)

第9条 募集期間は、平成27年6月15日～平成27年6月30日まで。申込み期間は、平成27年6月15日～平成27年6月30日までとする。

(受講資格)

第10条 受講資格は、介護職員初任者研修課程の資格を取得し今後の職業に役立てたい者、介護についての知識を習得したい者とする。

(受講定員)

第11条 本研修の受講定員は10名とする。

(受講手続)

第12条 本研修の受講を希望する者は、当法人指定の申込み書類を提出し、書類審査を経て受講登録を行う。ただし、定員に達した時点で申込受付は終了する。

2 当法人は受講生の決定後、受講決定通知書を受講生あてに通知する。

3 受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納付する。

4 当法人は、受講料等の納付を確認した後、教材を送付する。

(受講料)

第13条 研修の受講料は、テキスト代など受講生が負担すべき費用として60,000円とする。

(受講時における本人確認方法)

第14条 当法人は、受講申込時または初回受講時に、以下のいずれかの方法により本人確認を行う。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本または住民票の写しの提出
- ② 健康保険証の提示
- ③ 運転免許証の提示
- ④ パスポートの提示
- ⑤ 年金手帳の提示
- ⑥ 国家資格を有する者の免許証または登録証等の提示

(受講者の個人情報の取扱い)

第15条 当法人は、当該研修における個人情報について、規程に従い、厳重に管理し、使用にあたっては適切な取り扱いを徹底する。

(その他)

第16条 本学則に定めのない事項は、岐阜県が定める介護職員養成研修事業取扱要綱に基づき行うものとする。

附 則

この学則は、平成 27年 5月 1日から施行する。